

別添

消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン

目 次

第1章	目的等	・・・	1
第2章	個人防火装備の性能等		
第1	防火服に求められる性能等	・・・	3
第2	防火手袋に求められる性能等	・・・	29
第3	防火靴に求められる性能等	・・・	39
第4	防火帽に求められる性能等	・・・	56
第3章	個人防火装備の着装等		
第1	個人防火装備の着装	・・・	70
第2	活動時の熱環境及び身体的負荷	・・・	73
第3	個人防火装備の取扱い	・・・	75

消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン

第1章 目的等

第1 目的

このガイドラインは、火災発生建物への屋内進入を実施する消防隊員がより安全に消火活動を行うための消防隊員用個人防火装備（以下「個人防火装備」という。）に求められる機能について、一定の性能等を示すことを目的とする。

第2 ガイドラインの適用対象者

火災発生建物への屋内進入を実施する可能性のある消防吏員を対象とする。

第3 対象とする個人防火装備

防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽を対象とする。

第4 ガイドラインの範囲

- (1) 耐炎性、耐熱性等の熱防護性を中心に、快適性、運動性等の機能について、消火活動を実施するうえで安全上必要と思われる一定の性能及びその試験方法とする。
- (2) 安全な着装方法など個人防火装備の基本事項及び個人防火装備のメンテナンスなど取扱い上の注意事項も含める。
- (3) 個人防火装備の選択に際して、考慮すべき要素である各消防本部の消防戦術、消防隊員の技術及び地域特性については、対象外とする。

第5 ガイドラインの基本的な考え方

- (1) ガイドラインに示す性能については、安全性を重視し、熱防護性、快適性、運動性等の機能について、調和のとれたものとする。
- (2) 防火服の基準については、ISO、財団法人日本防災協会等の一定の基準が存在すること及び日本国内においても過去の研究論文があることから、それらを基礎として、求められる性能を示す。
- (3) 防火手袋、防火靴及び防火帽の基準については、日本の消防活動においてこれらの装備が持つべき機能及び性能について明らかにした研究等がないことから、現在日本で使用されている個人防火装備の使用実績及び性能を踏まえ、これらに関する国内法、国内規格及びISO規格等を参照するとともに、防火服の性能との整合性を図りながら、一定の性能を示す。

第6 ガイドラインの見直し

- (1) 今回定めるガイドラインの見直しについては、消防庁消防・救急課が窓口となり、原則として、次に掲げる場合は、見直しを行うこととする。
 - ① ガイドラインの策定後又は前回の見直しから概ね5年が経過したとき。
 - ② ISO/TC94/SC14 国内対策委員会において、ガイドラインの見直しが必要と認められ、消防庁に対して申し入れが行われたとき。
- (2) 消防庁は、ガイドラインの見直しを行うときは、使用者、製造者及び試験機関の代表者から意見を求め又は必要に応じ検討会を開催し、その検討結果により改正を行うものとする。